

(目 的)

第1条 この規程は、理工学府の主担当を命ぜられた教員（非常勤教員を含む。以下同じ。）の行う研究に対して倫理上の指針を与えることを目的とする。

(計画の申請)

第2条 教員は、人体に影響を及ぼし得る研究を行う場合には、事前に研究計画についての倫理審査を理工学府長（以下「学府長」という。）に申請しなければならない。

(基 準)

第3条 教員は、人体に影響を及ぼし得る研究を行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医学研究に関するヘルシンキ宣言の趣旨を踏まえること。
- (2) 対象者の人権に配慮し、身体的及び精神的な損害及び不利益が生じないようにすること。
- (3) 対象者又はその保護者に対して、事前に研究の内容及び方法並びに個人情報の取扱いに関して説明し、理解を得た上で書面による同意を得ること。

(審査委員会)

第4条 第2条の倫理審査を行うために群馬大学大学院理工学府倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の組織)

第5条 審査委員会は、各正副部門長（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）、理工学基盤部門長及び産学連携推進部門長をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選による。

(委員以外の者の出席)

第5条の2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(審査手続)

第6条 委員長は、計画の申請があった場合には、速やかに審査委員会を招集して倫理審査を行わなければならない。

- 2 審査の判定は、出席委員全員の合意により決する。
- 3 審査対象となる実施計画に携わる委員は、その審査に加わることができない。
- 4 委員長は、前項の審査結果を学府長に報告しなければならない。
- 5 学府長は、審査委員会の審査結果に基づき、研究計画の適否を申請者に通知するものとする。

(再 審 査)

第7条 申請者は、前条第3項の決定に対して不服がある場合には、学府長に対して異議申立てを行うことができる。

- 2 学府長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査を審査委員会に諮るものとする。
- 3 再審査の手続は、前条を準用して行うものとする。

4 学府長は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立てをした申請者にその旨を通知するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、倫理審査に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行する。